

**日本水上スキー・ウエイクボード連盟** スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>遵守状況の自己説明

※当協会の自己説明の証憑となる書類のうち、公開可能なものについては、次のページにて公開している。<https://jwsa.jp/aboutus/organization/>

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
1	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(1) 組織運営に関する中長期基本計画を策定し公表すること	「JWWF 2021年-2024年度 事業計画 2021.09.26」を2022年3月1日実施の都道府県連盟代表者会議で公開。ミーティングでは「JWWF 2022.03.01 代表者会議」に基づいて活動のレビュー、決算報告、予算を公開。	No.1, No.2
2	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(2) 組織運営の強化に関する人材の採用及び育成に関する計画を策定し公表すること	策定した「JWWF 2021年-2024年度 事業計画 2021.09.26」に人事の採用と育成の計画を盛り込んでいる。	No.1

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
3	[原則1] 組織運営等に関する基本計画を策定し公表すべきである	(3) 財務の健全性確保に関する計画を策定し公表すること	「JWWF 2022.03.01 代表者会議」に2022年の予算を記載している。活動開始後の変更はまだ反映されていないが、主要なイベントは終了しているため、2022年11月中旬に更新し、精度の高い予算見通しを12月中旬に公開する。	No.2
4	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ①外部理事の目標割合（25%以上）及び女性理事の目標割合（40%以上）を設定するとともに、その達成に向けた具体的な方策を講じること	2022年4月1日～2023年3月31日の期間における理事は7名、内女性理事は1名、14%。 2025年6月の改選時には理事10名体制として、内部理事は、男性5名、女性2名、の7名で構成。外部理事は、男性1名、女性2名、の3名で構成。理事10名の中で、男性6名、女性4名とする。また、内部7名と外部3名とする。女性理事の構成比は40%、外部理事の構成比は30%を達成する。	No.1, No.3

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
5	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ②評議員会を置くNFにおいては、外部評議員及び女性評議員の目標割合を設定するとともに、その達成に向けた具体的方策を講じること	NPO法人の当連盟では、定款の第4章において評議員を置くことを定めていません。現在は評議員を設置しておらず、今後も設置する予定はありません。総会においてこの機能を満たします。	No.4
6	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(1) 組織の役員及び評議員の構成等における多様性の確保を図ること ③アスリート委員会を設置し、その意見を組織運営に反映させるための具体的な方策を講じること	現在、アスリート委員会を設置していない。 - 2023年3月までに規定を作成し、理事会にて承認を受ける。 - 2023年4月からアスリート委員会を稼働させる。 - アスリート委員会のメンバーは各競技種目からアスリートを選別し構成。 - アスリート委員会の委員長は理事から選定する。 - アスリート委員会は年に1回以上開催する。	作成中
7	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(2) 理事会を適正な規模とし、実効性の確保を図ること	当連盟の定款第12条に従い、2021年6月の役員改選後に理事7名体制を維持。理事会は定期的開催。 2021年は、3月、6月、8月、12月に開催。	No.4, No.5, No.6

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
8	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ①理事の就任時の年齢に制限を設けること	<p>現在は就任時の年齢に制限を設けていない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 役員選任に関する規定を2023年6月の改選までに策定する。</li> <li>- 2023年6月の改選までに就任時の年齢に制限を設定する。</li> <li>- その承認は2023年3月までに理事会にて得る。</li> </ul>	No,4
9	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(3) 役員等の新陳代謝を図る仕組みを設けること ②理事が原則として10年を超えて在任することがないように再任回数の上限を設けること	<p>役員選任に関する規定を2023年6月の改選までに策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 2023年6月の改選までに就任時の年齢に制限を設定する。</li> <li>- その承認は2023年3月までに理事会にて得る。</li> <li>- 2023年6月の改選時に再任回数の上限を有効にする。</li> <li>- 連続しての再任回数の上限は5回で10年まで。これは2022年3月までに理事会で承認を得る。</li> <li>- 現在は再任回数の上限を超えている理事はいない。</li> </ul>	作成中
			【激変緩和措置（または例外措置）が適用される場合に記入】	

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
10	[原則2] 適切な組織運営を確保するための役員等の体制を整備すべきである。	(4) 独立した諮問委員会として役員候補者選考委員会を設置し、構成員に有識者を配置すること	現在は役員候補者選考委員会を設置していない。 - 役員候補者選考委員会の規定を2023年6月の改選時に有効にする。 - 役員候補者選考委員会の規定は2023年3月までに理事会で承認を得る。 - 役員候補者選考委員会の構成は理事が1/2を超えないこととする。	作成中
11	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(1) NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を整備すること	現在はNF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を定めていない。 - NF及びその役職員その他構成員が適用対象となる法令を遵守するために必要な規程を2023年3月までに理事会で承認を得る。	作成中
12	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ①法人の運営に関して必要となる一般的な規程を整備しているか	法人の運営に関して必要となる一般的な規程は旧くなっている。 - 法人の運営に関して必要となる一般的な規程を更新し、2023年3月までに理事会で承認を得る。	作成中
13	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ②法人の業務に関する規程を整備しているか	現在は法人の運営に関する規程はない。法人の運営に関する規程は、2023年3月までに理事会で承認を得る。	作成中
14	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ③法人の役職員の報酬等に関する規程を整備しているか	現在、法人の役職員の報酬等に関する規程はない。報酬を支払っていない。 - 法人の役職員の報酬等に関する規程は、報酬導入の開始目標の2024年3月までに理事会で承認を得る。	作成中
15	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ④法人の財産に関する規程を	現在、法人の財産に関する規程はない。 - 法人の財産に関する規程は、2023年3月までに理事会で承認を得る。	作成中

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
	る。	整備しているか		
16	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(2) その他組織運営に必要な規程を整備すること ⑤財政的基盤を整えるための規程を整備しているか	現在、財政的基盤を整えるための規程はない。 - 財政的基盤を整えるための規程は、2023年3月までに理事会で承認を得る。	作成中
17	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(3) 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程を整備すること	これまでの選考は、一定の基準と代表監督による指名。 - 現在、代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程はない。 - 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程その他選手の権利保護に関する規程は、2023年3月までに理事会で承認を得る。 - 代表選手の公平かつ合理的な選考に関する規程の策定にあたっては、当該規程の作成者を理事会において公平かつ合理的に選定する。	作成中
18	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(4) 審判員の公平かつ合理的な選考に関する規程を整備すること	審判員の選考は、国内競技規則で定めている。ルール講習を2年ごとに実施し、定期的に受講することで資格が与えられ維持できる仕組みとなっている。	No.9
19	[原則3] 組織運営等に必要な規程を整備すべきである。	(5) 相談内容に応じて適切な弁護士への相談ルートを確保するなど、専門家に日常的に相談や問い合わせをできる体制を確保すること	現在は、司法書士・行政書士と日常的に相談できる体制ではあるが、今後、弁護士とも相談できる体制を作る。 また、現在の役職員は、潜在的な問題を把握し、調査の必要性の有無等を判断できる程度の法的知識を有しているとはいえない面もあるため、規定の整備や法人運営に関する研修を2023年3月までに役職員に向けて実施する。	作成中

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
20	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(1) コンプライアンス委員会を設置し運営すること	<p>現在、コンプライアンス委員会を設置していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- コンプライアンス委員会を2023年4月以降に稼働できるよう設置し、その後は少なくとも年に1回以上定期的に開催する。</li> <li>- コンプライアンス委員会の役割や権限事項を規定に定め、2023年3月までに理事会で承認を得る。</li> <li>- コンプライアンス委員会の構成員には女性委員を1名以上配置する。</li> </ul>	作成中
21	[原則4] コンプライアンス委員会を設置すべきである。	(2) コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置すること	<p>コンプライアンス委員会の構成員に弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を配置し、構成員に少なくとも1名以上は弁護士を配置する。</p>	作成中

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
22	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(1) NF役職員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>現在、役職員向けのコンプライアンス教育は実施していない。</p> <p>2023年4月以降に稼働するコンプライアンス委員会の委員長が、役職員向けに研修を5月中に実施する。以降、毎年、5月に実施する。</p>	作成中

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
23	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(2) 選手及び指導者向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>現在、選手及び指導者向けのコンプライアンス教育は実施していない。</p> <p>2023年4月以降に稼働するコンプライアンス委員会の委員長が、全国大会等及び国際大会等に参加する選手及び指導者向けに研修を6月中に実施する。以降、毎年、6月に実施する。</p>	作成中
24	[原則5] コンプライアンス強化のための教育を実施すべきである	(3) 審判員向けのコンプライアンス教育を実施すること	<p>現在、審判員向けのコンプライアンス教育は実施していない。</p> <p>2023年4月以降に稼働するコンプライアンス委員会の委員長が、全国大会等及び国際大会等に参加する審判員向けに研修を7月中に実施する。以降、毎年、7月に実施する。</p>	作成中
25	[原則6] 法務、会計等の体制を構築すべきである	(1) 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を構築すること	<p>現在、法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制は構築していない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 法律、税務、会計等の専門家のサポートを日常的に受けることができる体制を2023年3月までに構築する。</li> <li>- 検証結果を受けて、2024年3月までに体制を決めて実践する。</li> </ul>	作成中

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
26	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(2) 財務・経理の処理を適切 に行い、公正な会計原則を遵 守すること	<p>現在は、次年度の予算の計画後の2月にその審査、決算終了後の毎年5月に収支の監査を監事より受け て、それを東京都へ提出している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 監査報告としては、決算報告書に対する監査を受けている。</li> <li>- 監事は、ブルーアンドシー財団の遠藤氏に依頼。遠藤氏は財団において事業運営と財務管理の経験が 豊富であり、水上スキーのOBでもあるので、知識がありながら実態が査定できる人材でこの監査には 適任。</li> <li>- 経費使用及び財産管理に関する規程等を整備する。この規定は原則3の組織運営の規定に盛り込む。</li> </ul>	No.10
27	[原則6] 法務、 会計等の体制を構 築すべきである	(3) 国庫補助金等の利用に関 し、適正な使用のために求め られる法令、ガイドライン等 を遵守すること	JSCのくじ助成と基金助成を受け取るにあたり、その法令を遵守している。	<a href="https://www.ipnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/R03boshu/r03kokoroe.pdf">https://www.ipnsport.go.jp/sinko/Portals/0/sinko/sinko/R03boshu/r03kokoroe.pdf</a>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
28	[原則7] 適切な 情報開示を行うべ きである。	(1) 財務情報等について、法 令に基づく開示を行うこと	2021年度の決算報告をホームページ上で開示しています。	<a href="https://iwsa.jp/aboutus/organization/">https://iwsa.jp/aboutus/organization/</a>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
29	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ① 選手選考基準を含む選手選考に関する情報を開示すること	選手の選考基準、監督の選考基準は、2023年3月までに規定を作成して公開し、4月から摘要する。選考結果も公表する。	作成中
30	[原則7] 適切な情報開示を行うべきである。	(2) 法令に基づく開示以外の情報開示も主体的に行うこと ② ガバナンスコードの遵守状況に関する情報等を開示すること	2021年度のガバナンスコードの自己説明は、ホームページ上で2021年10月27日に公開済。2022年度のガバナンスコードの自己説明は、ホームページ上で2022年10月31日に公開済。	<a href="https://iwsa.jp/aboutus/organization/">https://iwsa.jp/aboutus/organization/</a>

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
31	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(1) 役職員、選手、指導者等の関連当事者とNFとの間に生じ得る利益相反を適切に管理すること	<p>現在、利益相反ポリシーは設定しておらず作成中。以下の内容を盛り込む。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 理事の利益相反取引を原則として禁止する条項、利益相反取引を実施する場合の議決方法に関する条項、利益相反に該当するおそれがある場合の申告及び承認後の報告に関する条項等の必要な規定を2023年3月までに策定し理事会で承認を得る。</li> <li>- NFの機関において利益相反取引を承認する場合は、その取引についての重要な事実の開示、取引の公正性を示す証憑の有無、内容、議論の経過、承認の理由・合理性等につき、会議体の議事録に詳細に記載し、意思決定の透明性を確保する。</li> <li>- 利益相反取引に該当するおそれのある取引については、実務上の不都合がない場合は、入札方式等、公正な方法により契約する。</li> <li>- 随意契約による場合においても、相見積りの取得等、公正な契約であることを証明できる資料を残す。</li> </ul>	作成中
32	[原則8] 利益相反を適切に管理すべきである	(2) 利益相反ポリシーを作成すること	<p>現在、利益相反ポリシーは設定しておらず作成中。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 理事の利益相反取引を原則として禁止する条項、利益相反取引を実施する場合の議決方法に関する条項、利益相反に該当するおそれがある場合の申告及び承認後の報告に関する条項等の必要な規定を2023年3月までに策定し理事会で承認を得る。</li> </ul>	作成中

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
33	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(1) 通報制度を設けること	<p>通報制度は作成中。通報窓口について、ウェブサイト、SNS等を通じて、恒常的にNF関係者等に周知できるよう2023年4月から稼働させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 通報窓口の担当者に相談内容に関する守秘義務を課す。2023年4月から稼働。</li> <li>- 通報者を特定し得る情報や通報内容に関する情報の取扱いについて一定の規定を設け、情報管理を徹底する。規定は2023年3月までに理事会の承認を得る。</li> <li>- 通報窓口を利用したことを理由として、相談者に対する不利益な取扱いを行うことを禁止する。上記規定に織り込み実施。</li> <li>- 研修等の実施を通じて、NF役職員に対して、通報が正当な行為として評価されるものであるという意識付けを徹底している。</li> </ul>	作成中

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
34	[原則9] 通報制度を構築すべきである	(2) 通報制度の運用体制は、弁護士、公認会計士、学識経験者等の有識者を中心に整備すること	<p>(1) 弁護士等の有識者を含む、経営陣から独立した中立な立場の者で構成される調査機関（原則4に定めるコンプライアンス委員会等）を設け、調査の必要の有無、調査の必要がある場合には調査方法等について決定し、同機関の構成員又は同機関において指定された者（当該事案に何らかの形で関与したことがある者を除く）により速やかに調査を実施する。</p> <p>(2) 通報制度の運営において専門家のサポートが必要になると想定される場面や内容を事前に洗い出した上で、定期的にその適否について検証する。</p> <p>(3) 相談対応部門と処理判断部門のそれぞれに、適切に有識者を配置する。</p> <p>(4) 通報窓口その他通報制度の運営は、NFの経営陣から独立した中立な立場の者が担当し、NFの経営陣が通報者を特定し得る情報や通報内容等にアクセスできない体制を整備する。</p>	作成中

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
35	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの 手続を定め、周知すること	<p>現在は、懲罰制度の規定は定めていません。</p> <p>懲罰制度の規定は、2023年3月までに理事会の承認を得て、2022年4月中に周知する。</p> <p>- 懲罰制度の規定には以下を含める。</p> <p>(1) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を定める。</p> <p>(2) 懲罰制度における禁止行為、処分対象者、処分の内容及び処分に至るまでの手続を周知する。</p> <p>(3) 処分審査を行うに当たって、処分対象者に対し、聴聞（意見聴取）の機会を設けることを規程等に定める。</p> <p>(4) 処分結果は、処分対象者に対し、処分の内容、処分対象行為、処分の理由、不服申立手続の可否、その手続の期限等が記載された書面にて告知することを規程等に定める。</p>	作成中
36	[原則10] 懲罰制度を構築すべきである	(2) 処分審査を行う者は、中立性及び専門性を有すること	<p>現在は、処分審査は理事会での審議事項となっている。</p> <p>- NF外部の中立的かつ専門的な第三者により、懲罰制度が当該規程に従って適切に運用されているかの確認を定期的に受け、当該第三者の助言指導を踏まえて定期的に運用を見直す。</p> <p>- 処分機関は最終処分権者ではなく、諮問委員会もしくはコンプライアンス委員会を設置する。また、処分に関する規程は、懲罰制度に関する規程等との統合も考える。</p>	作成中
	[原則11] 選手、指導者等との間の	(1) NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本ス	NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるように自動応諾条項を定める規定を策定する。2023年3月に理事会で承認を受ける。	作成中

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
37	紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できるよう自動応諾条項を定めること	<p>- 自動応諾条項の対象事項には、懲罰等の不利益処分に対する不服申立に限らず、代表選手の選考を含むNFのあらゆる決定を広く対象に含んでいる。</p> <p>- 申立期間について合理的ではない制限を設けていない。</p>	
38	[原則11] 選手、指導者等との間の紛争の迅速かつ適正な解決に取り組むべきである。	(2) スポーツ仲裁の利用が可能であることを処分対象者に通知すること	<p>懲罰制度に関する規定を作成し2023年4月から稼働する。紛争の対応に関しても織り込む。</p> <p>NFにおける懲罰や紛争について、公益財団法人日本スポーツ仲裁機構によるスポーツ仲裁を利用できることを対処者に通知する。</p>	作成中

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
39	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(1) 有事のための危機管理体制を事前に構築し、危機管理マニュアルを策定すること	<p>現在は、危機管理マニュアルはなく、発生した場合は理事会での協議となる。</p> <p>- 危機管理マニュアルを下記の内容で策定し、2023年3月までに理事会の承認を得る。</p> <p>(1) 危機管理体制を構築している。</p> <p>(2) 危機管理マニュアルを策定している。</p> <p>(3) 危機管理マニュアルに、不祥事対応の一連の流れを含んでいる。</p> <p>(4) 危機管理マニュアルに、不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合の一連の流れを含んでいる。</p> <p>(5) 倫理規定およびコンプライアンス規定を盛り込む。</p>	作成中

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
40	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(2) 不祥事が発生した場合は、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を速やかに構築すること ※審査書類提出時から過去4年以内に不祥事が発生した場合のみ審査を実施	過去4年間、当連盟では不祥事は起きていない。 - 不祥事が発生した場合に備えて、事実調査、原因究明、責任者の処分及び再発防止策の提言について検討するための調査体制を構築。2023年3月までに理事会で承認を得る。	作成中
41	[原則12] 危機管理及び不祥事対応体制を構築すべきである。	(3) 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会を設置する場合、当該調査委員会は、独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成すること ※審査書類提出時から過去4年以内に外部調査委員会を設置した場合のみ審査を実施	過去4年間、当連盟では不祥事は起きていない。 - 危機管理及び不祥事対応として外部調査委員会は独立性・中立性・専門性を有する外部有識者（弁護士、公認会計士、学識経験者等）を中心に構成する。2023年3月までに理事会で承認を得る。	作成中

(様式5) スポーツ団体ガバナンスコード<中央競技団体向け>適合性審査 自己説明・公表書式

審査項目 通し番号	原則	審査項目	自己説明	証憑書類
42	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(1) 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にするとともに、地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うこと	<p>現在、地方連盟とは相談できる関係にあるが以下の点を強化する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 加盟規程の整備等により地方組織等との間の権限関係を明確にする規定を策定。2023年3月までに理事会で承認を受け、2023年4月以降に共有する。</li> <li>- 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行うための方針等を定める。地方連盟との関係図を作成し、2023年3月までに理事会で承認を受け、2023年4月以降に共有する。</li> <li>- 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行う。規定、関係図と併せて、指導助言要領を作成して、2023年3月までに理事会で承認を受け、2023年4月以降に共有する。</li> <li>- 地方組織等の組織運営及び業務執行について適切な指導、助言及び支援を行う窓口を設置する。2023年3月までに理事会で承認を受け、2023年4月以降に共有する。</li> </ul>	作成中
43	[原則13] 地方組織等に対するガバナンスの確保、コンプライアンスの強化等に係る指導、助言及び支援を行うべきである。	(2) 地方組織等の運営者に対する情報提供や研修会の実施等による支援を行うこと	<p>現在は、大会およびジュニア講習の運営に関する情報提供は実施していて、今後さらに充実させる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 地方組織等の運営者に対して、情報提供や研修会の実施等による支援を行う。2023年3月までに計画案をまとめ、理事会で承認を受けて、2023年4月から実践する。</li> </ul>	作成中